

令和2年3月19日  
保健福祉局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者総合支援事業を行う社会福祉法人等に対し、札幌市障害者総合支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するために、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「社会福祉法人等」とは、別表第1に掲げる事業所、施設等（以下「障害福祉サービス等事業所」という。）を設置する社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人及び営利法人等の団体をいう。

(補助金の交付の対象等)

第3条 この補助金の対象事業及び対象者は、次のとおりとする。

(1) 障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業

本市内の区域に存する障害福祉サービス等事業所を設置する社会福祉法人等

(2) 障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業

ア 就労系障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援

本市内の区域に存する就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所（以下「就労系サービス事業所」という。）

イ 発達障害児・者に対する専用 VR 機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングによる学習等実施支援

発達障害児・者が利用している児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所及び就労系サービス事業所

(3) 障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業

本市内の区域に存する障害者支援施設、共同生活援助事業所、居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、短期入所事業所、重度障害者等包括支援事業所又は障害児入所施設を設置する社会福祉法人等

(4) 障害福祉サービス等事業所に対するサービス継続支援事業

ア 障害福祉サービス等事業所のサービス継続支援事業

次の各号に該当する、本市内の区域に存する障害福祉サービス等事業所

(ア) 利用者又は職員に新型コロナウイルス感染者が発生した障害福祉サービス等事業所（職員に感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ）が発生し、職員が不足した場合を含む）

(イ) 感染者と接触があった者に対応した居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、障害者支援施設、短期入所事業所、共同生活援助事業所、障害児入所施設、居宅訪問型児童発達支援事業所及び保育所等訪問支援事業所等

(ウ) 感染等の疑いのある、次の各号に該当する利用者又は職員等に対し、本市内で

感染者が発生している、又は本市内で感染が拡大しており、かつ、保健所に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、自費で検査を実施した障害者支援施設及び共同生活援助事業所（ア）又は（イ）の場合を除く。）

① 感染者と同居する職員

② 面会后、面会に来た家族等が感染者であることが判明した利用者

イ 障害福祉サービス等事業所との協力支援事業

アの（ア）に該当する事業所の利用者に必要なサービスを確保する観点から、当該事業所からの利用者の受入れや当該事業所への応援職員の派遣を行った本市内の区域に存する障害福祉サービス等事業所

(5) 生産活動拡大支援事業

次の各号のいずれにも該当する本市内の区域に存する就労継続支援事業所を設置する社会福祉法人等

ア 本事業による補助申請を行う月において、1人以上の利用者に対して障害福祉サービスを提供していること

イ 次のウの要件に該当することを証するため及び第4条の規定による交付額の算定のために必要となる年度分の工賃実績報告を行っていること

ウ 次の（ア）又は（イ）の要件に該当すること

（ア）令和3年度において、次の各号のいずれかに該当する月（以下「対象月」という。）があること。

a 新型コロナウイルス感染症の影響により、1ヶ月の生産活動収入が前々年同月比で50%以上減少した月（※1）

b 事業開始後最初に生産活動収入が発生した月（以下「事業開始月」という。）が令和元年5月から令和元年12月までの間にある事業所であって、かつ、aの要件に該当しない事業所の場合、新型コロナウイルス感染症の影響により、1ヶ月の生産活動収入が、事業開始月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入と比べて50%以上減少した月（当該月の前々年同月が事業開始月前である場合に限る。）

c 事業開始月が令和2年1月から令和2年3月までの間にある事業所であって、かつ、aの要件に該当しない事業所の場合、新型コロナウイルス感染症の影響により、1ヶ月の生産活動収入が、事業開始月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入と比べて50%以上減少した月（当該月の前々年同月が事業開始月前である場合に限る。）

（イ）令和3年度において、次の各号のいずれかに該当する期間（以下「対象期間」という。）があること。

a 新型コロナウイルス感染症の影響により、連続する3ヶ月の生産活動収入が前々年同期比で30%以上減少した期間（※2）

b 事業開始月が令和元年5月から令和元年12月までの間にある事業所であって、かつ、aの要件に該当しない事業所の場合、新型コロナウイルス感染症の影響により、連続する3ヶ月の生産活動収入が、事業開始月から令和元年12月までの平均生産活動収入に3を乗じた額と比べて30%以上減少した期間（当該期間の最初の月の前々年同月が事業開始月前である場合に限る。）

c 事業開始月が令和2年1月から令和2年3月までの間にある事業所あって、かつ、aの要件に該当しない事業所の場合、新型コロナウイルス感染症の影響により、連続する3ヶ月の生産活動収入が、事業開始月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額と比べて30%以上減少した期間（当該期間の最初の月の前々年同月が事業開始月前である場合に限る。）

※1 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から令和2年3月における生産活動収入の減少が認められ、本要件に該当しない場合においては、1ヶ月の生産活動収入が平成31年1月から3月までの同月と比較して50%以上減少した月も対象月とすることができる。

※2 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から令和2年3月における生産活動収入の減少が認められ、本要件に該当しない場合においては、連続する3ヶ月の生産活動収入が平成30年11月から平成31年3月までの同期間と比較して30%以上減少した期間も対象期間とすることができる。

エ 事業再構築補助金、小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金その他本事業と支援内容が重複すると認められる国の支援策を受けていないこと。

#### (6) 子どもの安心安全対策事業

##### ア 送迎用バスの改修支援事業

本市内の区域に存する児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

##### イ ICTを活用した子どもの見守り支援事業

本市内の区域に存する児童発達支援センター及び児童発達支援事業所

##### ウ 登降園管理システム支援事業

本市内の区域に存する児童発達支援センター及び児童発達支援事業所

2 対象経費、基準額及び補助率については、それぞれ別表第2の第2欄、第3欄、第4欄に定めるところによる。

#### (補助金の交付額の算定方法)

第4条 補助金の算定は、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）単位で次に掲げる方法により算出された額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。）の合計額を上限として、予算の範囲内において市長が決定することとする。

(1) 別表第2の第3欄に定める基準額と、第2欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く）を控除した額とを比較して、少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

#### (補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に市長が別に定める必要書類を添えて、市長が別に定める期限までに申請しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、次に掲げる条件その他必要な条件を付して補助金の交付の決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に対して通知するものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)に要する経費の配分の変更はしてはならない。
- (2) 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業により取得した物品等(以下「補助物品」という)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間がある場合はその期間を経過するまで、定めが無い場合は5年間、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 市長の承認を受けて補助物品を処分する場合には、補助額の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した補助物品については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額0円の場合を含む。)は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第9号)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに市長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は支社、支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に納付しなければならない。

- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (10) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。

(変更の申請等)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定後の事情の変更により、補助事業の内容等に変更があった場合又は交付を辞退する場合は、補助金交付変更申請書(様式第3号)に市長が別に定める必要書類を添えて、市長が別に定める期限までに申請しなければならない。

2 市長は、補助事業者から前項の申請があったときは、これを審査し、必要と認めるときは、交付の決定を取り消し、又は変更し、補助金交付取消・変更通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助金実績報告書(様式第5号)に市長が別に定める必要書類を添えて、補助事業の完了日から起算して1月を経過した日又は補助事業の完了日の属する年度の3月末のいずれか早い日までに報告しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、市長が別に定める期限までにこれを行うものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、これを審査し、当該報告の内容が補助金交付決定通知書の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第6号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の精算交付の申請)

第10条 第5条及び第7条並びに第8条の規定にかかわらず、補助金の交付の申請時において既に補助事業を完了している場合にあつて、精算交付を受けようとする者(以下「精算交付申請者」という。)は、補助金交付申請兼実績報告書(様式第7号)に市長が別に定める必要書類を添えて、市長が別に定める期限までに申請及び報告しなければならない。ただし、当該事業について、国庫補助事業の申請方法として補助金交付申請と実績報告を同時に行うことが認められない場合は、この限りではない。

2 市長は、前項の申請及び報告があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、第6条第1項第5号から第10号までに掲げる条件その他必要な条件を付して補助金の交付を決定するとともに、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付決定兼交付確定通知書(様式第8号)により精算交付申請者に対して通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、第9条の規定又は第10条の規定による補助交付額の通知後、速やかに補助金を交付するものとする。ただし、市長は、事業遂行上必要があると認めるときは、事前に概算額を交付することができる。

(決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金

の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

#### (補助金の返還)

第13条 市長は、補助事業者が補助事業に関して次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において当該取消しの部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

#### (加算金)

第14条 補助事業者は、第12条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

#### (延滞金)

第15条 補助事業者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

#### (委任)

第16条 この要綱の実施にあたり、定めのない事項は札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年6月29日訓令第24号）の例により実施するものとし、その他の必要な事項は保健福祉局長が定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

この要綱は、令和2年3月19日から施行し、令和2年1月16日から適用する。ただし、就労系障害福祉サービスにおける在宅就労導入支援事業に関する規定は、令和2年3月10日から適用する。

#### 附 則（令和2年5月28日一部改正）

- 1 この要綱は、令和2年5月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

- 2 この要綱の施行前に改正前の札幌市障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）交付要綱の規定によりされた申請、処分、手続その他の行為は、改正後の札幌市障害者総合支援事業費補助金交付要綱の相当規定に基づいてされた申請、処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（令和2年10月26日一部改正）

- 1 この要綱は、令和2年10月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、障害福祉サービス等事業所に対するサービス継続支援事業に関する規定は、令和2年1月15日から適用する。
- 2 改正後の第3条第1項各号に規定する事業は、当該年度における国の補助事業（同項に規定する事業と同内容の補助を行うもので、札幌市が実施主体となるものに限る。）が実施される場合において、市長が必要と認めた事業に限り実施する。

附 則（令和3年3月17日一部改正）

この要綱は、令和3年3月17日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年6月4日一部改正）

この要綱は、令和3年6月4日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年3月7日一部改正）

この要綱は、令和4年3月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年9月5日一部改正）

この要綱は、令和4年9月5日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和4年11月30日一部改正）

この要綱は、令和4年11月30日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年5月29日一部改正）

この要綱は、令和5年5月29日から施行し、子どもの安心安全対策事業は令和4年9月5日から、障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業は令和4年12月2日から適用する。

附 則（令和5年12月25日一部改正）

この要綱は、令和5年12月25日から施行し、障害福祉サービス等事業所に対するサービス継続支援事業に関する規定は、令和5年5月8日から適用する。

別表第1（第2条関係）

1 事業所、施設等	2 定義
<p>1 障害福祉サービス事業所</p> <p>(1) 居宅介護事業所</p> <p>(2) 重度訪問介護事業所</p> <p>(3) 同行援護事業所</p> <p>(4) 行動援護事業所</p> <p>(5) 療養介護事業所</p> <p>(6) 生活介護事業所</p> <p>(7) 自立訓練事業所</p> <p>(8) 就労移行支援事業所</p> <p>(9) 就労継続支援事業所</p> <p>(10) 就労定着支援事業所</p> <p>(11) 自立生活援助事業所</p>	<p>次の各号に掲げる施設をいう。</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第2項に規定する居宅介護を行う事業所をいう。</p> <p>障害者総合支援法第5条第3項に規定する重度訪問介護を行う事業所をいう。</p> <p>障害者総合支援法第5条第4項に規定する同行援護を行う事業所をいう。</p> <p>障害者総合支援法第5条第5項に規定する行動援護を行う事業所をいう。</p> <p>障害者総合支援法第5条第6項に規定する療養介護を行う事業所をいう。</p> <p>障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護を行う事業所をいう。</p> <p>障害者総合支援法第5条第12項に規定する自立訓練を行う事業所をいう。</p> <p>障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援を行う事業所をいう。</p> <p>障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援を行う事業所をいう。</p> <p>障害者総合支援法第5条第15項に規定する就労定着支援を行う事業所をいう。</p> <p>障害者総合支援法第5条第16項に規定する就労継続支援を行う事業所をいう。</p>
2 障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。
3 短期入所事業所	障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所を行う事業所をいう。
4 共同生活援助事業所	障害者総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業所をいう。
5 児童福祉施設	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち、障害児入所施設及び児童発達支援センターをいう。
6 児童発達支援事業所	児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う事業所をいう。
7 放課後等デイサービス事業所	児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所をい

	う。
8 居宅訪問型児童発達支援事業所	児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援を行う事業所をいう。
9 保育所等訪問支援事業所	児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援を行う事業所をいう。
10 相談支援事業所	障害者総合支援法第5条第18項に規定する相談支援事業を行う事業所をいう。
11 地域移行支援事業所	障害者総合支援法第5条第20項に規定する地域移行支援事業を行う事業所をいう。
12 地域定着支援事業所	障害者総合支援法第5条第21項に規定する地域定着支援事業を行う事業所をいう。
13 障害児相談支援事業所	児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援を行う事業所をいう。

別表第2（第3条及び第4条関係）

1 事業名	2 対象経費	3 基準額	4 補助率
障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業	マスク及び消毒液（消毒成分がエタノール及び次亜塩素酸ナトリウムを主体とするものに限る）の購入に要する費用（※1） （※1 事業の実施に必要な需用費（消耗品費）及び役務費（通信運搬費、手数料））	障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業における対象経費の総額が5万円以上のもの	$\frac{10}{10}$
障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業	(1) 就労系障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援 在宅就労の実施に用いる、タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策などに係る費用（※2） （※2 事業の実施に必要な需用費（消耗品費）、役務費（通信運搬費、手数料）、備品購入費、委託料、使用料及び賃借料）	・ 1事業所当たり上限125万円 ・ 在宅就労1人当たりに係る単価上限12.5万円	$\frac{10}{10}$
	(2) 発達障害児・者に対する専用VR機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングによる学習等実施支援 専用VR機器を活用したソーシャルスキルトレーニングの実施に用いる、VR機器等のハードウェア、ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）、クラウドサービス、保守・サポート費、導入関連経費、セキュリティ対策などに係る費用	1事業所当たり上限12.5万円	$\frac{10}{10}$
障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業	障害福祉分野のロボット等導入支援事業の実施に必要な備品購入費（ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（ロボット等の購入費用に限り、当該年度末までの費用を限度額とする。）、役務費（ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）	・ 1台当たりの導入経費の補助対象額（初期設定に要する費用を含む。）は、移乗介護・入浴支援10万円以上100万円以下、移動支援・排泄支援・見守り・コミュニケーション支援10万円以	$\frac{3}{4}$

		<p>上 30 万円以下</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての機器の合計の補助上限額は、障害者支援施設 210 万円、共同生活援助 150 万円、その他事業所 120 万円（1つの事業所で複数のサービスの指定を受けている場合は、いずれかの補助上限額を適用）</li> </ul>	
障害福祉サービス等事業所に対するサービス継続支援事業	<p>障害福祉サービス等事業所に対するサービス継続支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金</p>	<p>サービス種別ごとに別表第3に定める額を上限とする</p>	<p><math>\frac{10}{10}</math></p>
生産活動拡大支援事業	<p>生産活動拡大支援事業の実施に必要な賃金、謝金、旅費、共済費、報酬、給料、職員手当等、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料（改造費））、会議費、役務費（通信運搬費、手数料及び保険料）、委託料並びに使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、助成金、交付金</p>	<p>以下の額を上限とする</p> <p>(1) 新たな生産活動への転換等に要する費用</p> <p>別表第4に定める算出額と 15 万円のいずれか低い額</p> <p>(2) 通信販売、宅配、ホームページ制作等新たな販路拡大等に要する費用</p> <p>別表第4に定める算出額と 5 万</p>	<p><math>\frac{10}{10}</math></p>

		<p>円のいずれか低い額</p> <p>(3) 経営コンサルタント派遣等経営改善に要する費用</p> <p>(2)と同じ</p> <p>(4) 生産活動を行うために必要な感染防止対策に要する費用</p> <p>(2)と同じ</p> <p>※就労継続支援A型とB型を実施している事業所は、それぞれのサービスについて基準額まで申請することができる</p> <p>※事業所ごとに、上記(1)～(4)について、それぞれ基準額まで申請することができる</p> <p>※1法人当たり上限120万円</p> <p>※令和3年度に当該事業による補助を受けた場合は、上記の上限額から令和3年度の補助額を減じた額を上限とする。</p>	
--	--	---	--

子どもの安心安全対策事業	(1) 送迎用バスの改修支援事業 送迎用バスの改修支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用	1台当たり175千円までを上限とした実費に対する定額補助	定額
	(2) ICTを活用した子どもの見守り支援事業 ICTを活用した子どもの見守り支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用	1事業所当たり200千円	$\frac{4}{5}$
	(3) 登降園管理システム支援事業 登降園管理システム支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用	(1) 端末購入を行わない場合、1事業所当たり200千円 (2) 端末購入を行う場合、1事業所当たり700千円	$\frac{4}{5}$

(注) 補助対象経費のうち、国、北海道又は札幌市等から他の事業として補助金等の交付を受けているものについては補助対象外

別表第3 (別表第2 関係)

サービス種別		基準単価	
		ア 障害福祉サービス等事業所のサービス継続支援事業	イ 障害福祉サービス等事業所との協力支援事業
		(ア) 利用者又は職員に新型コロナウイルス感染者が発生した障害福祉サービス等事業所（職員に新型コロナウイルス感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ）が発生し、職員が不足した場合を含む） (イ) 感染者と接触があった者に対応した短期入所、入所・居住系サービス及び訪問系サービス事業所 (ウ) 感染等の疑いのある利用者又は職員等に対し、第3条(4)ア(ウ)に定める要件を満たし、自費で検査を実施した障害者支援施設及び共同生活援助事業所（(ア)又は(イ)の場合を除く。）	・アの(ア)に該当する障害福祉サービス等事業所に対し、協力する障害福祉サービス等事業所
通所系	療養介護	1,978 千円	989 千円
	生活介護	631 千円	316 千円
	自立訓練（機能訓練）	288 千円	144 千円
	自立訓練（生活訓練）	228 千円	114 千円
	就労移行支援	221 千円	110 千円
	就労継続支援A型	279 千円	140 千円
	就労継続支援B型	294 千円	147 千円
	児童発達支援	271 千円	136 千円
	医療型児童発達支援	172 千円	86 千円
	放課後等デイサービス	257 千円	128 千円
短期入所	短期入所	146 千円	73 千円

入所・ 居住系	障害者支援施設	1,013 千円	506 千円
	共同生活援助（介護サービス包括型）	335 千円	167 千円
	共同生活援助（日中サービス支援型）	259 千円	129 千円
	共同生活援助（外部サービス利用型）	150 千円	75 千円
	福祉型障害児入所施設	985 千円	493 千円
	医療型障害児入所施設	529 千円	264 千円
訪問系	居宅介護	107 千円	41 千円
	重度訪問介護	175 千円	67 千円
	同行援護	60 千円	23 千円
	行動援護	106 千円	41 千円
	就労定着支援	35 千円	17 千円
	自立生活援助	19 千円	9 千円
	居宅訪問型児童発達支援	30 千円	11 千円
	保育所等訪問支援	35 千円	13 千円
相談系	計画相談支援	50 千円	25 千円
	地域移行支援	36 千円	18 千円
	地域定着支援	38 千円	19 千円
	障害児相談支援	37 千円	18 千円
対象経費	<p>○ ア(ア)から(イ)に該当する事業所の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費</li> <li>・事業所の消毒・清掃費用</li> <li>・感染症廃棄物の処理費用</li> <li>・感染者又は感染者と接触があった者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用</li> </ul>		<p>○ 利用者受入や職員の応援派遣に係る費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・追加で必要な人員確保のための緊急雇用に係る費用割増賃金・手当、職業紹介料、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等</li> </ul>

	<p>(以下の費用は、代替サービス提供期間の分に限る)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険の加入費用</li> <li>・代替場所の確保費用（使用料）</li> <li>・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金</li> <li>・代替場所や利用者宅への旅費</li> <li>・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要となる車や自転車のリース費用</li> <li>・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）</li> </ul> <p>○ ア(ウ)に該当する事業所の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3条(4)ア(ウ)に定める要件に該当する自費検査費用</li> </ul> <p>○ その他市長が必要と認める費用</p>	<p>○ その他市長が必要と認める費用</p>
--	--	-------------------------

※1 事業所について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。

※2 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで申請することができる。

※3 事業所ごとに、「ア 障害福祉サービス等事業所のサービス継続支援事業」及び「イ 障害福祉サービス等事業所との協力支援事業」についてそれぞれ基準単価まで申請することができる。

※4 特別な事情により基準単価を超える必要がある障害福祉サービス等事業所については、市長が特に必要と認める場合に限り、厚生労働省と個別協議を実施したうえ、基準単価を上乗せすることができる。

別表第4（別表第2関係）

第3条(5)ウに定める要件		算出額
(イ)	a	対象月の前々年同月を含む事業年度（※1）の年間生産活動収入－（対象月の生産活動収入×12）
	b	事業開始月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額－（対象月の生産活動収入×12）
	c	事業開始月から令和2年3月までの平均生産活動収入に12を乗じた額－（対象月の生産活動収入×12）
(イ)	a	対象期間の前々年同期間を含む事業年度（※2）の年間生産活動収入－〔（対象期間の生産活動収入÷3）×12〕
	b	事業開始月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額－〔（対象期間の生産活動収入÷3）×12〕
	c	事業開始月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額－〔（対象期間の生産活動収入÷3）×12〕

※1 第3条(5)ウの※1に該当する場合には、対象月と比較した月を含む事業年度。

※2 第3条(5)ウの※2に該当する場合には、対象期間と比較した期間を含む事業年度。